

◎退職手当基金条例（条例第1号）

- 1 職員の退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、退職手当基金（以下「基金」という。）を設置することとした。
（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）